

(案 1)

電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

20~~●●●●●●~~161219産局第~~●~~1号

20~~●●●●●●~~161219資庁第~~●~~1号

環地温発第1~~●●●●●●~~612193号

平成2~~●~~8年~~●~~12月~~●~~27日

経済産業省産業技術環境局長
資源エネルギー庁長官
環境省地球環境局長

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第4項の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）第20条の2の規定に基づき経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数の算出及び公表について、下記のとおり定める。

なお、「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（2016121950325産局1第13号・2016121950325資庁第1号・環地温発第161219503306号）は、平成2~~●~~9年~~●~~12月~~●~~26日をもって廃止する。

記

以下、省略。

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等について

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる国内認証排出削減量等は、以下のとおりとする。

○国内認証排出削減量

- ① 平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量
- ② オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあつては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であつて環境省が運営するものが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
- ③ J-クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成25年4月1日から平成33年3月31日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
- ④ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度（国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年8月27日政令第222号）第4条に規定する再生可能エネルギー源を活用するものに限る。）により削減された二酸化炭素の量の算定方法等について十分な知見を有する者により構成される会議体であつて、環境省及び経済産業省が運営するものが、削減された二酸化炭素の量について、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた二酸化炭素の量。

その他、報告命令第1条第5号における、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量のうち、温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会において、別途検討し、定めるもの。

ただし、発電した電力を系統に送電する取組により削減された温室効果ガスの量を認証する可能性のある方法論（排出削減又は吸収の方式ごとに、適用する技術、適用範囲、排出削減又は吸収量の算定や当該算定根拠に係る計測方法を規定したもの）に基づいて算定、認証をされた温室効果ガスの量を除く。

○海外認証排出削減量

二国間オフセット・クレジット制度（海外における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされ、かつ日本国政府及び当該取組が実施された国の政府（以下「両国政府」という。）が国際的に表明したそれぞれの温室効果ガス緩和努力の一部として使用できることを相互に認めた温室効果ガスの量（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって両国政府が合同で運営するものが、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして両国政府に対して通知をし、日本国政府又は当該取組が実施された国の政府が、当該通知に基づき認証をし、適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量。

○京都メカニズムクレジット

① A A U（温対法第2条第6項第1号に規定する割当量）

京都議定書第3条第7項及び第8項の規定に基づいて計算された京都議定書附属書I国（以下「附属書I国」という）の初期割当量について、附属書I国の国別登録簿に発行したクレジット

② E R U（温対法第2条第6項第2号に規定する排出削減単位）

京都議定書第6条に基づき行われるJ Iプロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、J Iプロジェクトが行われた国のA A U又はR M Uが転換されて、同国の国別登録簿に発行されるクレジット

③ C E R（温対法第2条第6項第3号に規定する排出削減量）

京都議定書第12条3（b）に基づき行われるC D Mプロジェクトに関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経てC D M理事会の指示によりC D M登録簿の保留口座（pending account）に発行されるクレジット

④ R M U（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第50号）による改正前の温対法第2条第6項第2号に規定する割当量）

京都議定書第3条第3項及び第4項に規定する吸収源活動に関し、京都議定書及び関連する国際合意により定められた所定の手続きを経て、国別登録簿に発行されるクレジット

（注）京都議定書第一約束期間の調整期間終了に伴い、平成27年11月18日までに償却前移転されたもののみ算出に用いることができるものとする。